

ディスクロージャー分析～有価証券報告書 における人権の記載状況の開示分析2024年3月期～

2025.6.4

主任研究員 公認会計士 川島 直樹

当ディスクロージャー分析レポートでは、人権について、有価証券報告書でどのような内容が開示されているかについて、JPX日経インデックス400（2025年4月現在）の3月末決算の会社（290社）を調査対象として、調査・分析を実施した。

はじめに

経済産業省は、企業における人権尊重の取組みを後押しするために、2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表している。有価証券報告書においても、記述情報の開示の好事例集にて「人権」の開示例が紹介されており、人権についての開示が増えてきている。本調査では、2024年3月期及び2023年3月期の有価証券報告書において、人権について、どのように開示されているか調査・分析を実施する。

調査結果について

本調査は、JPX日経インデックス400（2025年4月現在）の3月末決算の会社（290社）を調査対象としており、有価証券報告書にどのように記載されているか調査・分析を実施した。

まず、調査対象会社のうち、「人権」のキーワードを2024年3月期の有価証券報告書に記載している会社は224社（460件）あり（2023年3月期は206社（419件））、どの項目に記載しているかについては、以下のとおりである。

(件数)

項目	2023年3月期	2024年3月期
企業の概況※ 2【沿革】	1	1
企業の概況※ 5【従業員の状況】	2	2
事業の状況※ 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	57	55
事業の状況※ 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】	163	185
事業の状況※ 3【事業等のリスク】	102	122
事業の状況※ 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	13	9
事業の状況※ 6【研究開発活動】	1	1
提出会社の状況※ 3【配当政策】	1	0
コーポレート・ガバナンスの状況等※（1）【コーポレート・ガバナンスの概要】	58	61
コーポレート・ガバナンスの状況等※（2）【役員の状況】	9	12
コーポレート・ガバナンスの状況等※（3）【監査の状況】	8	9
コーポレート・ガバナンスの状況等※（4）【役員の報酬等】	3	2
保証会社情報※ 3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】	1	1
合計	419	460

2023年3月期に新設された【サステナビリティに関する考え方及び取組】に記載している会社が185社と一番多く、次いで122社が【事業等のリスク】に記載しており、2023年3月期と比較してこの2つの項目への記載がそれぞれ20件以上増加となっている。

【サステナビリティに関する考え方及び取組】への記載については、2023年12月27日に金融庁から公表された「記述情報の開示の好事例集2023」有価証券報告書のサステナビリティに関する考え方及び取組の開示例の4、「人権」の開示例では、投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイントが紹介されている。

- 人権はコンプライアンス色の強い項目であるため、人に関するものとして**他の人的資本にかかる項目とまとめるのではなく、別の項目として分けて記載**することは有用
- **想定されるリスクを具体的に開示**することは有用
- 各社が直面している人権リスクについて、**どのようにリスク回避するかの開示**は有用
- 指標及び目標として、例えば、人権デュー・ディリジェンスで問題になった件数等の**定量情報を開示**することで、投資家の理解も進むと考えられ有用

金融庁（2023年12月27日）「記述情報の開示の好事例集2023」4-1

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20231227/01.pdf>

なお、【サステナビリティに関する考え方及び取組】に「人権」のキーワードを記載している185社（2023年3月期163社）を調査対象として、上記の主な開示のポイントの記載の有無を調査した結果は、以下のとおりである。

(会社数)

主な開示のポイント	2023年 3月期	2024年 3月期
他の人的資本にかかる項目とまとめるのではなく、別の項目として分けて記載している会社	41	60
想定されるリスクを具体的に開示している会社※	13	21
どのようにリスク回避するか、対応方針や取組状況を記載している会社	81	88
指標及び目標として、定量情報を開示している会社	16	33

※「3 事業等のリスク」に記載していると説明しているケースを含む

「どのようにリスク回避するか、対応方針や取組状況を記載している会社」は、調査対象会社の約半数の88社（2023年3月期81社）が記載しており、上記表のその他のポイント項目は、2023年3月期と比較して約1.5倍～2倍に記載している会社が増加していた。

そして、記述情報の開示の好事例集は2024年にも公表されており、「記述情報の開示の好事例集2024」に紹介されている投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイントは以下となる。

- 人権に関する取組みは、人権のプラットフォーム等に参加することが目的ではなく、企業価値の向上にどのように資するかが重要であるため、**人権に関する取組みがどのように企業価値の向上につながるかや、なぜ重要と考えているかを記載**することが有用
- 人権デューデリジェンス等の取組みの結果、人権侵害等が生じていなかったことを開示することが重要なのではなく、**識別された課題等をどのように管理、解決していくかや、未然防止のために行っている取組みについて開示**することが有用
- サプライチェーン上の人権に関する取組みとして、現地訪問によりセルフチェックを行っている場合には、**訪問頻度や訪問先の選定基準、選定理由を開示**することが有用

金融庁（2025年3月24日）「記述情報の開示の好事例集 2024」 5-1

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250324-2/01.pdf>

これらの主な開示のポイントを記載している開示の好事例を紹介する。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※一部抜粋

(4)人権尊重に関する取組み

②戦略

- ・「SF2030」のサステナビリティ重要課題「バリューチェーンにおける人権の尊重」に沿ってSF2030目標と2024年度までの目標を設定し、取組みを進めています。

2030年目標	UNGPに沿って自社のみならずバリューチェーンで働く人々の人権の尊重に対して影響力を発揮し、人権侵害を許さない、発生させない風土と仕組みが形成されている状態を目指します。
2024年度までの目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ UNGPに沿った人権デューディリジェンスの実施 バリューチェーン全体を俯瞰した人権影響評価を実施することにより、「優先的に取り組む人権課題」を特定し、人権デューディリジェンスのサイクルを回せる状態を作り込んでいきます。 ・ 各国・地域に適した人権救済メカニズムの構築 オムロンが人権に対して悪影響を引き起こしたり、または助長を確認した場合、正当な手続きを通じた救済を実行できるよう、各国・地域に適した人権救済メカニズムを構築していきます。

具体的な取組みを進めるにあたっては、4つの領域（自社領域、サプライチェーン領域、製品・サービス領域、バリューチェーン全体）における、19の人権課題を抽出しました。これらの人権課題のうち、「リスクの重要度」と「事業への関連性」の2軸からマッピング・優先順位付けを行い、優先的に取り組む7つの課題を中心に対応を進めています。これらの課題の特定にあたって実施した人権影響評価については③リスク管理にて記載しています。

	優先的に取り組む課題（顕著な人権課題）
自社領域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働環境 ・ 労働安全衛生
サプライチェーン領域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基準 ・ 強制、奴隷、債務労働 ・ 児童労働
製品・サービス領域	<ul style="list-style-type: none"> ・ テクノロジーの倫理的な活用
バリューチェーン全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理メカニズムと救済へのアクセス

自社領域・サプライチェーン領域においては、RBAの求める基準を軸に取組みを進めています。

・自社領域

全従業員に対してオムロン人権方針と国際基準に基づく人権課題に関する研修を実施するほか、RBAのSAQ（自己評価質問書）を活用した自社生産拠点の人権侵害リスクの評価と是正措置を行っています。これらに加え、人権影響評価で特定された強制労働含む労働環境や、労働安全衛生の課題の発生リスクが高い拠点に絞ったリスク低減の取組みを進めています。この条件に該当する中国・マレーシアの生産拠点においては、段階的に第三者による監査を進めるとともに、構内委託先で外国人技能実習生が働いている日本の生産拠点については、雇用状況に関する確認を進めています。

・サプライチェーン領域

すべての仕入先に対して、「オムロングループサステナブル調達ガイドライン」で定めるRBAに準拠した「サプライヤ行動規範」の遵守と、当社グループの定めるミニマム要件達成を依頼しています。重要仕入先に対しては、RBAより求められる要件のクリアを両社の共通目標に設定し、継続的に現状調査と評価、改善を実施しています。これらに加えて、人権影響評価で特定された課題の発生リスクが高いと考えられる中国・マレーシアに生産拠点を持つ仕入先を2024年度までの取組み対象と定めて深掘りした調査と改善を進めています。

・製品・サービス領域

テクノロジーが人権に与える影響の中でも、特にAI倫理に注力して取組みを進めています。AIガバナンス体制の構築に向けて、2024年度より当社グループのAI倫理に対する姿勢や取組みを示す「AI方針」と、既存のリスクマネジメント体制と連携したAIガバナンス委員会を運用します。

・バリューチェーン全体

バリューチェーン全体における苦情処理メカニズムと救済へのアクセスについては、当社グループの従業員（派遣社員を含む）および仕入先が利用できる内部通報制度をグローバルに運用しています。内部通報窓口寄せられた情報については秘密保持を厳守し、通報者が通報したことにより不利益を受けないことを保証しています。通報内容については中立公正に事実確認を行い、適正な措置を行っています。また、当社はJaCER（一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構）に正会員として加盟しており、JaCERの提供する「対話救済プラットフォーム」を活用することで、地域社会や顧客、直接取引関係のない2次以降の仕入先も含めたあらゆるステークホルダーに対する人権救済・是正の取組みを進めています。

④指標と目標

- ・②戦略に記した定性目標に従って、各テーマにおける年度ごとの取組み内容を定めています。
- なお2023年度の主な実績は以下の通りです。

	2023年度の主な実績
自社	<ul style="list-style-type: none">・日本、中国、アジア・パシフィック、欧州、米州の主要な自社生産拠点に対するRBAのSAQの実施：25拠点・RBA基準による第三者監査の実施：3拠点（中国、ベトナム、マレーシア）
サプライチェーン	<ul style="list-style-type: none">・重要仕入先向けのセルフチェック：60社・全仕入先向けのセルフチェック：575社・中国に生産拠点を持つ仕入先^(注1)への人権に関する詳細なセルフチェック：69社・マレーシアに生産拠点を持つ仕入先^(注2)への人権に関する詳細なセルフチェック：51社
製品・サービス	<ul style="list-style-type: none">・「AI方針」策定（公表予定）・AIガバナンス委員会の設立
救済メカニズム	<ul style="list-style-type: none">・日本以外の仕入先に対しても、2023年度より全エリアで通報を受け付ける体制を構築・JaCERの提供する「対話救済プラットフォーム」の運用を開始

(注)1.人権侵害リスクが高いと考えられる労働集約型業種の仕入先を選定

2.人権侵害リスクが高いと考えられるマレーシア近隣国から外国人労働者を雇用している仕入先を選定

おわりに

主な開示のポイントに記載されているが、人権リスクについてどのようにリスク回避するかの開示や指標及び目標として定量情報を開示することで、投資家の理解も進むと考えられ、人権に関する取組みは企業価値の向上につながると考えられるため、法定開示書類である有価証券報告書でより積極的な開示が行われることを期待する。

以 上